

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分をしたので、公表します。

1 該当者 教育部生涯学習課 館長 男性（50歳代）

2 処分内容 戒告

3 処分年月日 令和6年9月13日（金）

4 処分理由

当該職員は、令和5年11月4日（土）午後2時45分頃、公用車を運転中に、座間市東原四丁目1番15号先交差点の道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない場所において、一時停止せずに交差点に進入し、右方から進行してきた車両と衝突事故を起こしたものである。

当該職員の行為は、地方公務員法第32条に規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反し、同法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為である。

このことから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒処分とするものである。

<ご報告とお詫び>

このたび、本市職員が公務中に人身事故を起こしたことについて、被害者をはじめ関係する皆様に心よりお詫び申し上げます。

このような事案が再び起こらないよう公用車を運転する際の交通法規の遵守など再発防止策の徹底を図り、改めて法令遵守や公務員倫理及び服務規律の確保に取り組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて全職員一丸となって邁進してまいります。

令和6年9月13日

座間市長 佐藤 弥斗
座間市教育委員会教育長 木島 弘